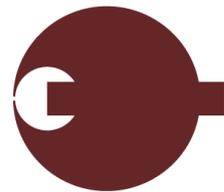
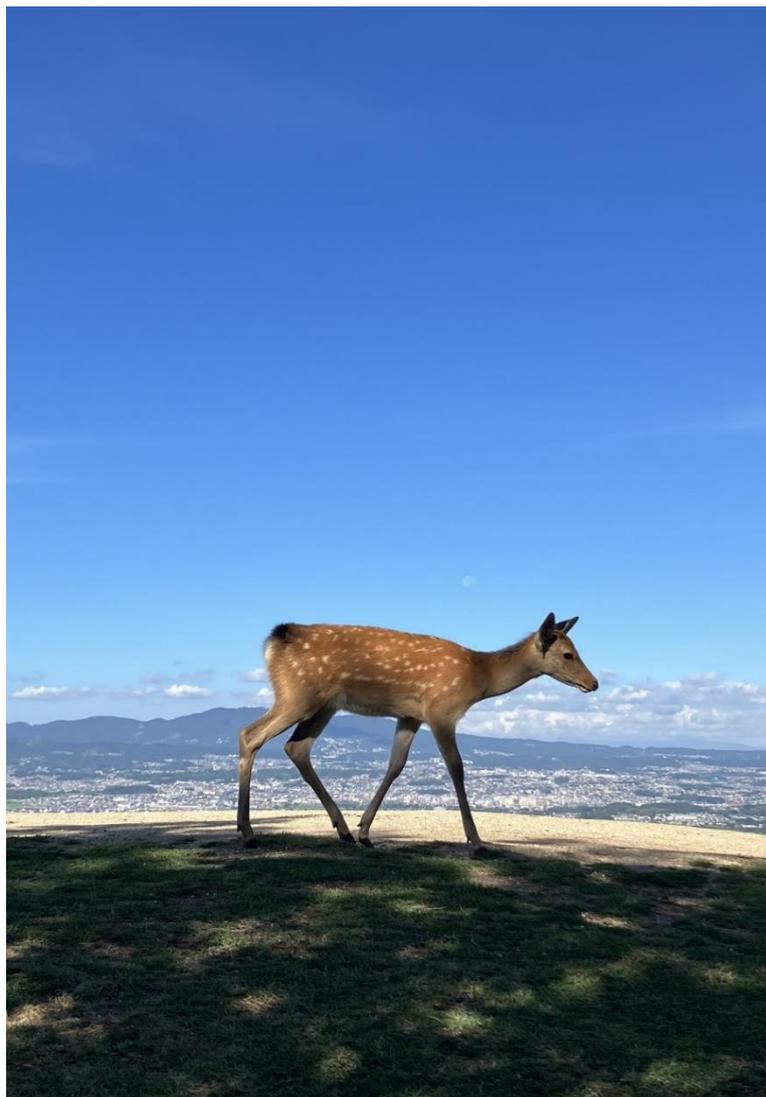


令和5年度版



事業概要



奈良県食品衛生検査所

(食肉検査課・市場食品検査課)

本誌の内容、テキスト、画像等の無断記載・無断使用を固く禁じます。

目 次

I 検査所の概要

1 沿革	1
2 組織機構	2
3 施設の概要	3
(1) 食肉検査課	3
(2) 市場食品検査課	5
4 主要検査備品等	6
(1) 食肉検査課	6
(2) 市場食品検査課	9

II 検査業務の概要

1 食肉検査課	11
(1) 食肉検査	11
ア と畜検査頭数	11
イ 過去10年間のと畜検査頭数	12
ウ と畜検査結果に基づく処分状況	13
エ 原因別全部廃棄状況	14
オ 系統別疾病状況	14
カ 精密検査	16
(2) 食鳥検査	18
ア 食鳥検査羽数	18
イ 疾病別の措置件数	19
ウ 家畜伝染病予防法に基づく届出実績	20
エ 外部検証(現場検査)における情報還元	20
オ 外部検証(記録検査及び現場検査)における指摘文書の発出	20
カ その他の事業者啓発	20
キ 外部検証(微生物試験)の実施状況	20
ク その他の衛生検査(微生物試験)等	21
ケ 高病原性鳥インフルエンザ対応等	21
2 市場食品検査課	22
(1) 監視指導	22
(2) 食品等の試験検査	22
ア 収去検査	22
イ 収去検査以外の検査	25

(3) 違反食品、県指導基準不適合食品	25
(4) 苦情・相談	25
(5) その他	26
ア 貝毒情報による監視	26
イ 一斉取締及び予防啓発	26
ウ 講習会等の開催	26
III 調査研究・衛生指導等	
1 研究発表	27
外部検証により探知された食鳥処理場内における キノコ様物の発生について(第一報).....	30
2 研修・講演会等への参加	33
3 その他の事業	35
(1) 職員の安全衛生管理	35
(2) 学術研究調査用の検体採取への協力	35
(3) と畜関係者に対する衛生指導	35
(4) 食鳥処理業者に対する衛生指導.....	36
(5) 見学対応等	36
(6) 食品衛生協会中央市場に対する協力及び支援.....	36
IV 参考資料	
1 条例・規則等	37
2 奈良県食肉センターの概要	42
3 食鳥処理場の概要.....	43
4 奈良県中央卸売市場の概要	44
5 と畜に関する料金一覧表	45
6 食鳥検査手数料	45
案内図	46
配置図	
1 奈良県食肉センター	47
2 食鳥処理場	48
3 奈良県中央卸売市場	49

I 検査所の概要

1 沿革

昭和2年～6年	県内9カ所に市町村営のと畜場許可
昭和38年	関係8市町長から知事あてに県営と畜場建設陳情
昭和42年	と畜検査員連名により、県に対し近代的と畜場建設の陳情
昭和52年4月	衛生部環境衛生課食品獣疫係に市場食品衛生検査室を新設 勤務場所は奈良県中央卸売市場管理棟
昭和52年5月	奈良県中央卸売市場開場
昭和53年4月	衛生部に「と畜場整備統合建設促進協議会」を設置(事務局;環境衛生課)
昭和54年4月	農林部に所管事務を移管し、「食肉流通センター建設促進協議会」に改称(事務局;畜産課)
昭和58年4月	衛生部環境衛生課市場食品衛生検査係に改称
昭和61年3月	「財団法人奈良県食肉公社」設立
平成2年3月30日	「奈良県食品衛生検査所設置条例」公布
平成2年12月6日	「奈良県食肉流通センター」開場(開設者:財団法人奈良県食肉公社) 既存の5市町営と畜場閉鎖 「奈良県食品衛生検査所」発足 (食肉検査課、市場食品検査課の2課3係制、職員12名) 奈良県食肉流通センター管理棟2階に仮事務所、処理棟2階に仮検査室設置
平成3年2月5日	食肉地方卸売市場開場
平成3年4月1日	奈良県食品衛生検査所を「かい」に指定
平成3年9月14日	奈良県食品衛生検査所新築工事着手(食肉検査関係)
平成4年3月31日	奈良県食品衛生検査所新築工事竣工(食肉検査関係)
平成4年4月1日	食肉検査課に第三係(食鳥検査担当)新設
平成4年4月13日	奈良県食品衛生検査所新庁舎での業務開始 仮事務所は閉鎖し、仮検査室は改装し、現場検査室として使用
平成5年3月29日	奈良県食品衛生検査所設置条例一部改正(食鳥検査業務を位置づけ)
平成5年5月	食鳥検査室を検査所1階に設置
平成6年4月1日	保健環境部と農林部との部間人事交流が始まる
平成8年5月	検査所3階に女性用更衣室及び浴室の設置 処理棟2階に現場検査用女性更衣室及び便所の設置
平成11年4月1日	食肉検査課第三係を第一係、第二係に統合し庶務係新設
平成13年10月	BSE検査室設置(旧食鳥検査室)
平成13年10月18日	BSEスクリーニング検査(エライザ法)開始
平成14年4月	研修室を食鳥検査室に改修
平成25年4月1日	奈良県食肉公社が財団法人から公益財団法人に移行 奈良県食肉流通センターが奈良県食肉センターに改称
令和4年12月	食鳥検査事業開始(令和4年4月に第三係を再設)

2 組織機構

(1) 主旨

公益財団法人奈良県食肉公社が大和郡山市丹後庄町に設置すると畜場(奈良県食肉センター)に係ると畜検査その他「と畜場法」に基づく事務、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく事務並びにと畜場、食鳥処理場及び奈良県中央卸売市場における「食品衛生法」及び「食品表示法」に基づく事務を分掌させるため、奈良県食品衛生検査所を設置する。

(2) 根拠法令

奈良県食品衛生検査所設置条例(平成2年3月30日奈良県条例第22号)

(3) 名称及びその位置

名 称	位 置
奈良県食品衛生検査所	大和郡山市丹後庄町475-1 奈良県食肉センター内

(4) 課の名称及びその位置

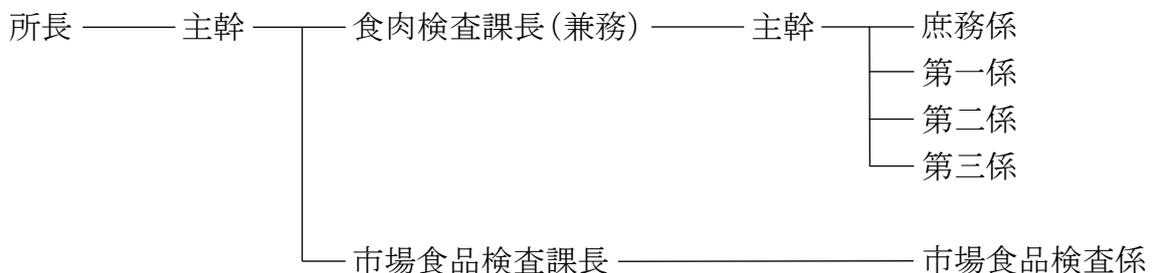
名 称	位 置
食肉検査課	大和郡山市丹後庄町475-1 奈良県食肉センター内 TEL 0743-56-8345
市場食品検査課	大和郡山市筒井町957-1 奈良県中央卸売市場内 TEL 0743-56-7007

(5) 機構(令和6年3月31日現在)

- ア 人員 正職員 18名
再任用職員 2名
会計年度任用職員 2名

イ 組織

文化・教育・くらし創造部 ————— 消費・生活安全課 ————— 食品衛生検査所



(6) 設置期日

ア 発足 平成2年12月6日

イ かい 平成3年4月1日

3 施設の概要

(1) 食肉検査課

ア 規模構造等

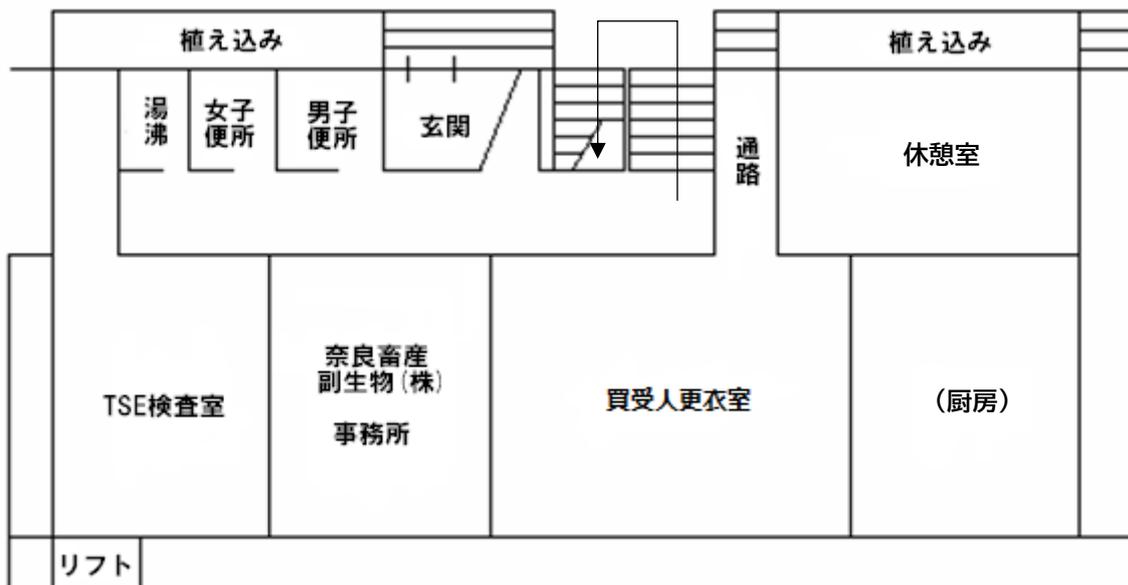
構造 鉄骨造 3階建

建物面積 264.45 m²

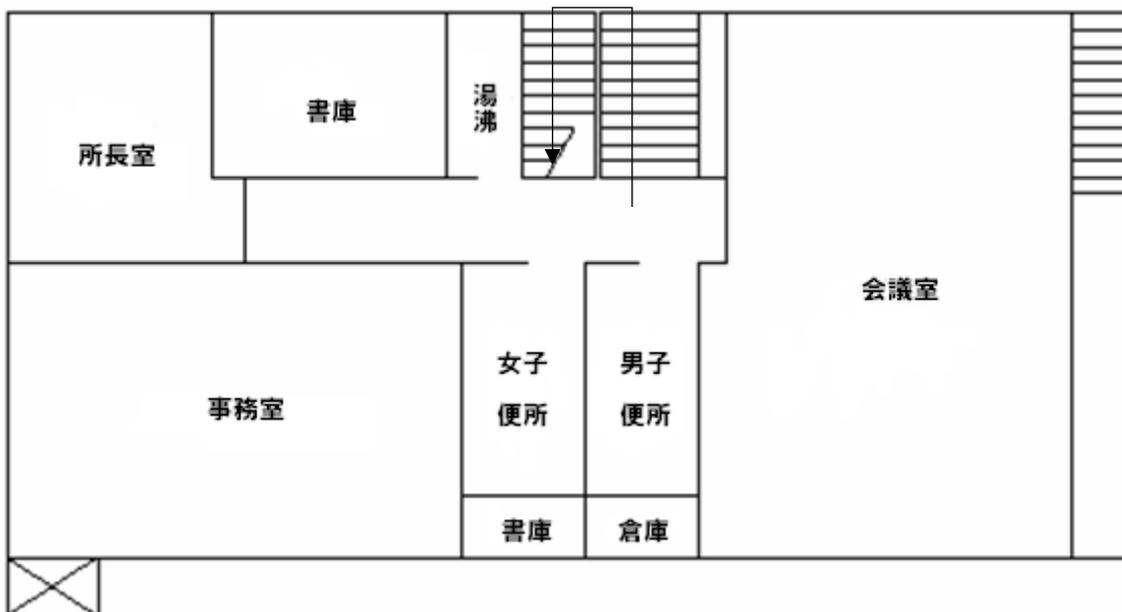
延床面積 775.02 m² (1F:261.34 m² 2F:256.84 m² 3F:256.84 m²)

イ 平面図

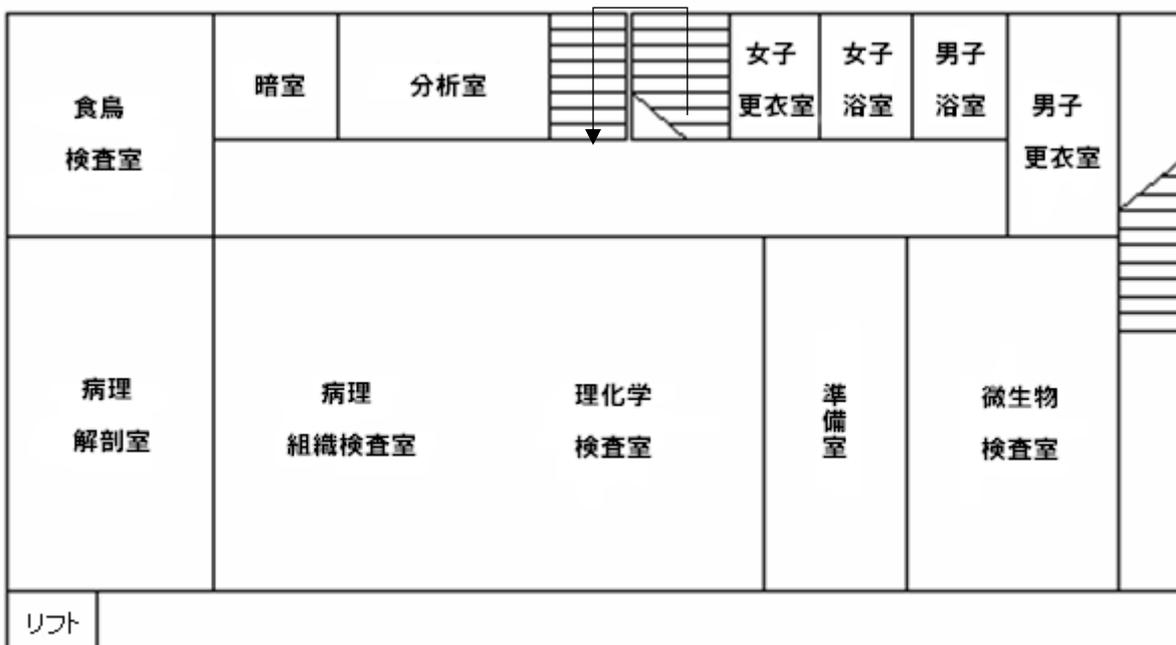
1階 TSE検査室及び食肉センター関係施設



2階 事務室 所長室 会議室等



3階 検査室等



1階

室名等	面積(m ²)
TSE 検査室	38.45
その他	222.89

2階

室名等	面積(m ²)
事務室	57.60
所長室	21.95
会議室	106.10
書庫	10.00
書庫	3.51
便所	19.11
倉庫	4.68
廊下・階段等	30.35
その他	3.54

3階

室名等	面積(m ²)
微生物検査室	39.00
理化学検査室	28.80
病理組織検査室	39.30
病理解剖室	24.90
準備室	18.00
食鳥検査室	16.60
暗室	6.75
分析室	9.625
女子浴室・更衣室	9.75
男子浴室	7.875
男子更衣室	14.60
廊下・階段等	38.10
その他	3.54

(2) 市場食品検査課

ア 位置

奈良県中央卸売市場管理棟3階

イ 規模構造

鉄骨コンクリート造 3階建

建物面積 684.5 m² 延べ床面積 2,470 m²

ウ 建物概要

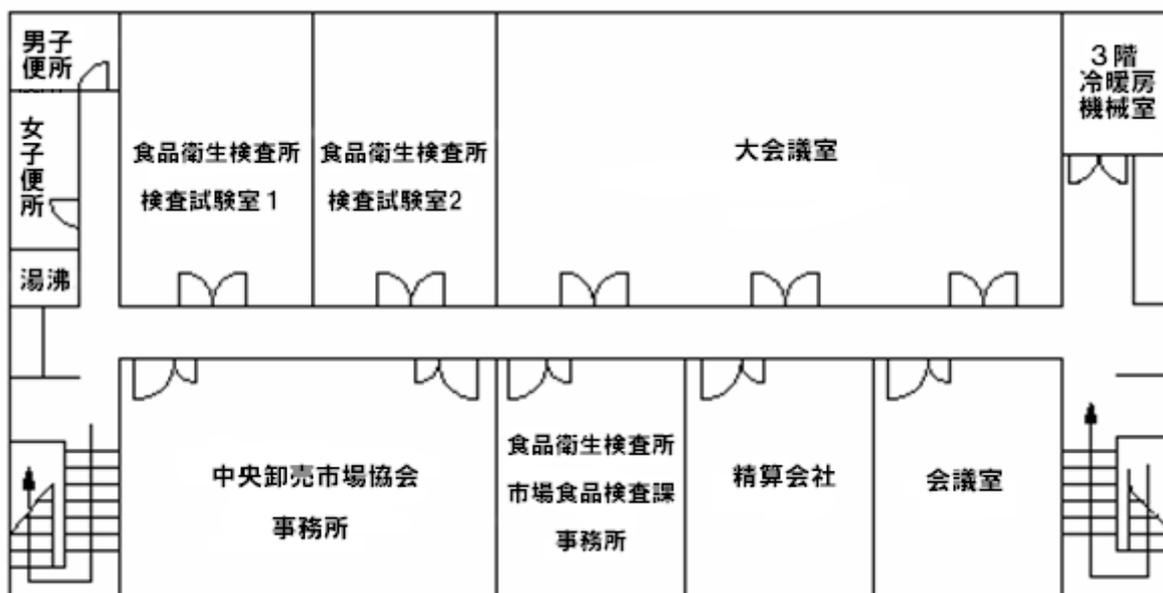
1階 南都銀行キャッシュコーナー レストラン 見学者コーナー

2階 開設者事務所及び会議室

3階 会議室 精算会社 市場協会事務所

市場食品検査課(使用面積 151 m²)

エ 3階平面図



4 主要検査備品等

(1) 食肉検査課

ア 理化学検査用

品名	規格	メーカー	数量
フリーザー付薬品用冷蔵庫	KGT-4010HC	日本フリーザー	1
ドラフトチャンバー	DE-211K	ダルトン	1
遠心分離器	H-103N	コクサン	1
〃	S700T	KUBOTA	1
〃	Centrifuge5417C	Eppendorf	1
電子分析天秤	AUW220D	島津	1
電子天秤	TXB621L	島津	1
全自動血球計数装置	Celltac α MEK-6450	日本光電	1
スポットケム	SPOTCHEM TM EZ SP-4430	アークレイ	1
超高速ホモジナイザー	NS-57S	マイクロテック・ニチオン	1
ロータリーエバポレーター	N-1000	東京理化器械	1
低温循環水槽	LTC-S300C	アズワン	1
高速液体クロマトグラフ	SHIMADZU Prominence	島津	1
ワークステーション	LC solution	島津	1
フォトダイオードアレイ検出器	SPD-M20A	島津	1
分光光度計	UV-1800	島津	1
実験器具乾燥保管庫	AG-SDN	アズワン	1
デシケーター	NBG-3	井内	1
ヘマトクリット用遠心器	H-1200B	コクサン	1
電子恒温水槽	T-105	トーマス	1
ホットプレート&スターラー	PC-320	コーニング	1
電気泳動装置	CROSSPOWER1000 他一式	アトー	1
薄層クロマトグラフ	HC-20	アドバンテック	1
万能シェイカー	US-W100	アズワン	1
オイルバス	OS-180	アドバンテック	1
pHメーター	カスターニーLAB pHメーター F-12	日立堀場	1
純水・超純水製造装置	PRB-002A・PURELAB flex-UV	オルガノ	1

イ 微生物検査用

品名	規格	メーカー	数量
乾熱滅菌器	MOV-212S	サンヨー	1
高压滅菌器	HA-300MD	HIRAYAMA	1
〃	HA-300MIII	HIRAYAMA	1
〃	MLS-3000	サンヨー	1
恒温器(ふ卵器)	MIR-260	サンヨー	1
CO2 インキュベーター	MCO-17AI	サンヨー	1
インキュベーター(冷蔵機能付)	MIR-153	サンヨー	1
電子上皿天秤	AEG-220	島津	1

令和5年度 奈良県食品衛生検査所 事業概要

ピペット用超音波洗浄器	UT-55	シャープ	1
ストマッカー	エクснаイザー400	オルガノ	2
マグネチックスターラー	HS-3E	井内	1
試験管ミキサー	HM-10H	井内	1
顕微鏡	BX-53F2	オリンパス	1
薬用冷蔵ショーケース	MPR-312DCN	三洋電機	1
超低温庫	MDF-193AT	三洋電機	1
冷凍冷蔵庫	GR-R460FK	東芝	1
バイオフィリーザー	GSS-3065F3	日本フリーザー	1
超音波洗浄装置	UT-304F	シャープ	1
培地溶融器	MRO-FF6	日立	1
恒温振とう水槽	NTS-3000	EYELA	1
DNA 増幅装置	GeneAmp PCR System 9700	Applied Biosystems	1
電気泳動ゲル撮影装置 一式	AE-6905H 他	アトー	1
マイクロ冷却遠心器	MODEL3740	KUBOTA	1
アルミブロック恒温槽	DTU-2C	TAITEC	1
リアルタイム PCR 装置	Thermal Cycler Dice Real Time System II	タカラバイオ	1
pH メーター	D-51	堀場製作所	1

ウ 病理検査用

品名	規格	メーカー	数量
クリオスタット	クライオ 3DM	サクラ精機	1
カラーテレビシステム	FCD-725-1	オリンパス	1
カメラ	OM-4Ti	オリンパス	2
ポラロイドカメラ	MB	日本ポラロイド	2
マイクローム	TU-213-F160	大和光機	1
〃	REM-710	大和光機	1
密閉式自動固定包埋装置	HistoCorePEARL	Leica	1
ティッシュ・テック包埋システム	TEC6-CM-JO	サクラ精機	1
水浴伸展器(ウォーター・バス)	PS-M	サクラ精機	2
電気パラフィン溶融器	PM-401-1	サクラ精機	1
パラフィン伸展器	PS-C2	サクラ精機	2
顕微鏡	BX53LED-33	オリンパス	1
〃	BHB-331	オリンパス	1
実体顕微鏡一式	SZH-ILLK	オリンパス	1
全自動写真撮影装置	PM-10ADS-3	オリンパス	1
落射蛍光顕微鏡	BHS-RFC-A3	オリンパス	1
無影灯	SH-56C	山田医療照明	1
臓器撮影装置	ハイデックス	ハイデックス	1
冷蔵庫	SJ-KW422S	シャープ	1
振盪器	RM-80	アズワン	1
電子上皿天秤	EB-330S-A	島津	1

令和5年度 奈良県食品衛生検査所 事業概要

エ TSE 検査用

品名	規格	メーカー	数量
卓上細胞破碎機	マルチビーズショッカー	安井器械	1
バイオハザード対策用キャビネット	MHE-130AB3	サンヨー	1
インキュベーター	MIR-260	サンヨー	1
バイオメディカルフリーザー	MDF-U333	サンヨー	1
微量高速冷却遠心機	MX-300	トミー	1
オートクレーブ	KS-323	トミー	1
マイクロプレートリーダー	サンライズリモート	TECAN	1
マイクロプレートウォッシャー	PW40	バイオラッド	1
アルミブロック恒温槽	DTU-2B	タイテック	1
〃	DTU-2C	タイテック	1
電子天秤	BW320D	島津	1
Vortex ミキサー	Vortex Genie 2	Scientific Industries	1
超音波洗浄機	US-3	アズワン	1

オ 食鳥検査等用

品名	規格	メーカー	数量
乾熱滅菌器	STA620DC	アドバンテック	1
インキュベーター(冷蔵機能付)	FMU-204I	フクシマガリレイ	2
ストマッカー	EASY MIX	ビオメリュー	2
試験管ミキサー	Vortex Genie 2	Scientific Industries	1
顕微鏡	BX43	オリンパス	2
薬用冷凍冷蔵庫	MPR-N250FH-PJ	PHC	1
車載冷蔵庫	MD14F-D	澤藤電機	1
温度記憶計	SK-L751	SATO	2
リアルタイム PCR 装置	Thermal Cycler Dice Real Time System III	タカラバイオ	1
恒温水槽	SB-1350	EYELA	1
アルミブロック恒温槽	DTU-2CN	TAITEC	1
電子天秤	SPX222JP	オーハウス	1

(2) 市場食品検査課

ア 理化学検査用

品名	規格	メーカー	数量
遠心分離器	KN-30F	KUBOTA	1
〃	H-103n	コクサン	1
塩分計	STS-391	セキスイ	1
ガスクロマトグラフ	GC-2014	島津	1
純水製造装置	RFD240NC	アドバンテック	1
〃	WS-33	ヤマト	1
振とう器	V-SN	IWAKI	1
超音波洗浄装置	UC-6200	シャープ	1
〃	US-102	エスエスディ	1
器具乾燥機	DRU600TB	アドバンテック	1
電磁攪拌器	MH-61	ヤマト	1
電子上皿天秤	ED-500-10	島津	1
〃	BL-620S	島津	1
〃	BL-2200H	島津	1
自動化学天秤	AX-120	島津	1
ドラフトチャンバー		ダルトン	1
ピペット洗浄器	UT-55	シャープ	2
分光光度計	UV-160A	島津	1
pHメーター	HM-14P	東亜	1
ホモジナイザー		日本精機製作所	2
ロータリーエバポレーター	SPC5031-12	柴田	1
薬品保管庫	SU-5N	井内	2
高速液体クロマトグラフ	LaChrom Elite	日立	1
ポンプ	L-2130	日立	1
UV検出器	L-2400	日立	1
カラムオーブン	L-2300	日立	1
クロマトインテグレーター	D-2500	日立	1

イ 微生物検査用

品名	規格	メーカー	数量
インキュベーター	MIR-154-PJ	Panasonic	1
ふ卵器	IS600	ヤマト	2
〃	TVN680TB	アドバンテック	1
乾熱滅菌器(恒温器)	LC-222	タバイ	2
生物顕微鏡	BHT-323	オリンパス	1
実体顕微鏡	221423	オリンパス	1
顕微鏡撮影装置	キャノン EOS X3	Canon	1
〃	SZX-16	オリンパス	1
高圧滅菌器	HA300M II	HIRAYAMA	1
〃	ES-215	TOMY	1

令和5年度 奈良県食品衛生検査所 事業概要

自動分注器	AUTOMACRO II	柴田	1
タッチミキサー	HM-2N	アドバンテック	2
ストマッカー	ストマッカー400	オルガノ	2
恒温水槽	TR-2A	アズワン	2
〃	TS-300	アドバンテック	1
冷蔵庫	GR-H38S	東芝	1
〃	GR-R510FH	東芝	1
薬用冷蔵ショーケース	FMS-300GH	フクシマガリレイ	1
バイオフィリーザ	GS-5210HC	日本フリーザー	1
コロニーカウンター	galaxy 330	ROCKER	1
クリーンベンチ	MCV-710ATS-PJ	Panasonic	1
赤外線放射温度計	530-01	ヨコガワ	1
〃	SK8900	SATO	1

Ⅱ 検査業務の概要

1 食肉検査課

(1) 食肉検査

ア と畜検査頭数

本年度の総と畜検査頭数は、10,384頭(前年度比29頭減)であった。

種類別頭数内訳は、肉用牛1,712頭(前年度比293頭減)、乳用牛1,556頭(前年度比41頭増)、とく1頭(前年度比2頭減)、馬11頭(前年度比4頭減)、豚7,100頭(前年度比228頭増)、めん羊4頭(前年度比1頭増)、山羊0頭(前年度比増減なし)であった。

総と畜検査頭数に占める牛の比率は31.5%(前年度33.8%)、豚の比率は68.4%(前年度66.0%)であった。

種類 月	牛			とく	馬	豚	めん 羊	山羊	合計	検査 日数
	肉用	乳用	小計							
4	304 (27)	148 (22)	452 (49)	1 (1)	2	634	0	0	1,089 (50)	19
5	143 (5)	145 (15)	288 (20)	0	0	747	0	0	1,035 (20)	21 (2)
6	137 (2)	135 (10)	272 (12)	0	1	568	0	0	841 (12)	21
7	119 (1)	147 (17)	266 (18)	0	1	619	0	0	886 (18)	20 (1)
8	106 (0)	159 (27)	265 (27)	0	1	580	0	0	846 (27)	20
9	107 (1)	123 (13)	230 (14)	0	1	501	0	0	732 (14)	19 (1)
10	148 (0)	114 (10)	262 (10)	0	1	604	0	0	867 (10)	21 (1)
11	141 (1)	114 (9)	255 (10)	0	1	639	4	0	899 (10)	20 (1)
12	148 (1)	119 (13)	267 (14)	0	1	570	0	0	838 (14)	18
1	117 (2)	117 (14)	234 (16)	0	1	542	0	0	777 (16)	17 (1)
2	104 (1)	118 (13)	222 (14)	0	0	552	0	0	774 (14)	19 (1)
3	138 (2)	117 (12)	255 (14)	0	1	544	0	0	800 (14)	20 (1)
計	1,712 (43)	1,556 (175)	3,268 (218)	1 (1)	11	7,100	4	0	10,384 (219)	235 (9)

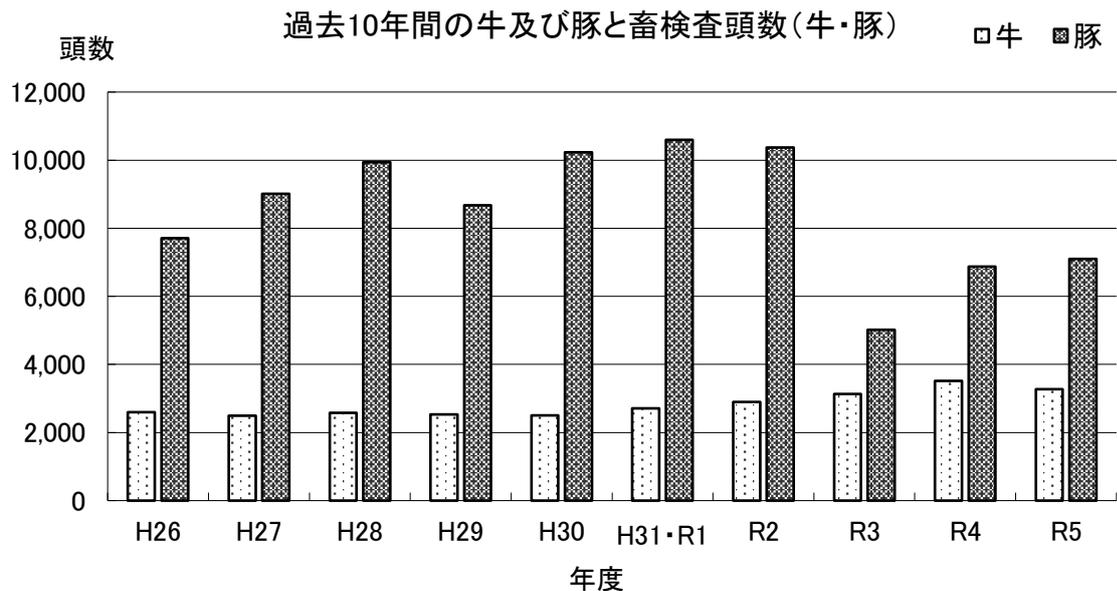
※検査頭数の()内は、病畜棟での検査頭数を再掲

※検査日数の()内は、休日の検査日数を再掲

イ 過去10年間のと畜検査頭数

牛のと畜検査頭数は前年度と比較し、肉用種で大きく減少したものの、乳用種は微増であり、総数では過去10年間で2番目に高い数値となった。一方で豚のと畜検査頭数は、令和2年度以前の頭数には及ばないものの、前年度に引き続き増加傾向にある。

種類 年度	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊	計
	肉用	乳用	小計						
H26	2,039	561	2,600	7	16	7,708	6	0	10,337
H27	2,018	481	2,499	3	23	9,013	0	0	11,538
H28	2,131	450	2,581	5	18	9,938	5	0	12,547
H29	2,095	441	2,536	8	13	8,670	8	0	11,235
H30	2,091	417	2,508	3	15	10,228	10	0	12,764
H31・R1	2,137	574	2,711	9	18	10,595	0	0	13,333
R2	2,164	733	2,897	4	15	10,369	4	0	13,289
R3	2,049	1,079	3,128	2	12	5,016	15	0	8,173
R4	2,005	1,515	3,520	3	15	6,872	3	0	10,413
R5	1,712	1,556	3,268	1	11	7,100	4	0	10,384



令和5年度 奈良県食品衛生検査所 事業概要

ウ と畜検査結果に基づく処分状況

全部廃棄実頭数は20頭で、一部廃棄実頭数は9,491頭であった。畜種、疾病別の内訳は、表のとおりであった。

	と畜場内と殺頭数	処分内訳	処分実頭数	疾病別頭数																				計					
				細菌病							ウイルス・リケッチア病		原虫病		寄生虫病			その他疾病											
				炭そ	豚丹毒	サルモネラ病	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	豚コレラ	その他	トキソプラズマ病	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫		腫瘍	中毒諸症	産物による汚染 炎症又は炎症	変性又は萎縮	その他
牛	3,268	禁止																											
		全部廃棄	16														4	4	2	1									5
		一部廃棄	2,844						2						2						2	377	15			1,810	1,169	2,107	5,484
とく	1	禁止																											
		全部廃棄																											
		一部廃棄	1																			1				1		1	3
馬	11	禁止																											
		全部廃棄																											
		一部廃棄	11																			1				9	2	3	15
豚	7,100	禁止																											
		全部廃棄	4																										4
		一部廃棄	6,631																			2				4,818	750	4,148	9,718
めん羊	4	禁止																											
		全部廃棄																											
		一部廃棄	4																									4	4
山羊	0	禁止																											
		全部廃棄																											
		一部廃棄																											

エ 原因別全部廃棄状況

全部廃棄とした頭数は20頭(前年度比2頭減)であった。種類別では、牛16頭(前年度比5頭減)、とく0頭(前年度比増減なし)、豚4頭(前年度比3頭増)であった。

疾病別内訳は表のとおり。

疾病名	種類	牛			とく	豚	合計
		肉用	乳用	小計			
膿毒症		1	3				4
敗血症		1	3				4
尿毒症		1	1				2
高度の黄疸			1				1
牛伝染性リンパ腫			5				5
全身性の変性						4	4
計		3	13	16		4	20
実頭数		3	13	16		4	20

オ 系統別疾病状況

牛では延べ9,230件で、その内訳は消化器系27.9%、呼吸器系16.5%、循環器系1.3%、泌尿生殖器系16.2%、頭部・運動器系36.1%、細菌病0%、寄生虫病0.2%、奇形1.8%であった。廃棄の理由は、頭部・運動器系のその他(外傷性出血、骨折等)25.5%、消化器系の炎症(胃炎、肝炎等)14.3%、泌尿器系の炎症(腎炎、膀胱炎等)12.0%、消化器系の変性(腸間膜脂肪壊死、鋸屑肝等)8.9%、呼吸器系の炎症(肺炎等)7.9%の順に多かった。

豚では延べ12,996件で、その内訳は消化器系3.5%、呼吸器系59.5%、循環器系1.7%、泌尿生殖器系7.2%、頭部・運動器系12.2%、細菌病0.1%、寄生虫病11.7%、奇形4.0%であった。廃棄の理由は、呼吸器系の炎症(肺炎等)32.5%、呼吸器系のその他(血液・異物吸入肺等)27.0%、寄生虫病(豚の寄生虫性肝包膜炎)11.7%、頭部・運動器系のその他(外傷性出血、耳血腫等)11.2%、泌尿器系の炎症(腎炎等)0.7%の順に多かった。

その他の畜種については、表に記載のとおりであった。

令和5年度 奈良県食品衛生検査所 事業概要

	疾病名 種類	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
消化器系	変性	825	0	0	13	0	0
	炎症	1,322	3	2	413	0	0
	循環障害	416	3	0	9	0	0
	腫瘍	10	0	0	0	0	0
	その他(食滯、腸気泡症等)	1	0	0	22	0	0
呼吸器系	変性	532	0	0	4	0	0
	炎症	737	0	1	4,223	0	0
	循環障害	1	0	0	0	0	0
	腫瘍	1	0	0	0	0	0
	その他(血液吸入肺、異物等)	251	1	1	3,509	2	0
循環器系	変性	1	1	0	0	0	0
	炎症	91	0	0	163	0	0
	循環障害	18	0	2	28	3	0
	腫瘍	7	0	0	0	0	0
	その他(とさつ脾等)	1	0	0	33	0	0
泌尿生殖器系	変性	266	0	2	409	0	0
	炎症	1,105	0	5	530	0	0
	循環障害	0	0	0	0	0	0
	腫瘍	8	0	0	0	0	0
	その他(妊娠、産後子宮等)	112	0	0	2	0	0
頭部・運動器系	変性	247	0	0	43	0	0
	炎症	262	0	0	83	0	0
	循環障害	463	1	1	5	0	0
	腫瘍	5	0	0	0	0	0
	その他(外傷性出血、骨折等)	2,358	1	0	1,451	2	0
細菌病	放線菌症	2	0	0	0	0	0
	豚丹毒	0	0	0	0	0	0
	豚抗酸菌症	0	0	0	11	0	0
寄生虫病	胃条虫	1	0	0	0	0	0
	双口吸虫	1	0	0	0	0	0
	囊虫症	10	0	0	0	0	0
	肝蛭症	3	0	0	0	0	0
	胃ウマバエ幼虫	0	0	3	0	0	0
	豚の寄生虫性肝包膜炎	0	0	0	1,527	0	0
奇形	肝のう胞	4	0	0	0	0	0
	肝横隔膜ヘルニア	3	0	0	0	0	0
	眼球欠損	1	0	0	0	0	0
	嚢胞腎	163	0	0	495	0	0
	腎欠損	2	0	0	3	0	0
	会陰ヘルニア	0	0	0	1	0	0
	臍ヘルニア	0	0	0	19	0	0
計		9,230	10	17	12,996	7	0

※数値は延べ頭数

※変性:組織の脂肪化、硬化、壊死等 炎症:炎症の他、化膿を含む 循環障害:水腫等

カ 精密検査

安全な食肉を供給するため、現場検査の肉眼所見で判定困難な疾病について精密検査(理化学、微生物及び病理等の検査)を実施した。

実施頭数は延べ85頭で、その内訳は牛68頭、豚17頭で、理化学検査29件、微生物検査19件、病理検査37件であった。

(ア) 理化学検査

A 理化学的精密検査

現場検査において疾病を疑う所見が認められた獣畜について、理化学的精密検査(血液生化学的検査その他の血液性状検査)を実施し、診断の一助とした。

(頭※)

畜種	疑診疾病			
	尿毒症	黄疸	牛伝染性リンパ腫	その他
牛	3(2)	12(1)	6(5)	5(4)
豚	0	0	0	3(1)

※()内は診断確定後に全部廃棄措置とした延べ頭数(内数)

B 残留有害物質モニタリング検査

厚生労働省の「畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査実施要領」に基づき、検体を収去し、残留抗菌性物質について検査した。

検査項目	畜種	検体数			違反数(左欄の内数)		
		筋肉	肝臓	腎臓	筋肉	肝臓	腎臓
オキシテトラサイクリン	牛	5	5	5	0	0	0
クロルテトラサイクリン	豚	2	2	2	0	0	0
テトラサイクリン							

(イ) 微生物検査

A と畜場法及び獣畜の疾病に関する検査

(a) 細菌学的検査

現場と畜検査時に敗血症、豚丹毒等を疑う病理所見で検査保留となった獣畜のほか、保菌状況等を調べる参考検査の対象となった獣畜について細菌学的精密検査(培養法による同定及びPCR法による同定)を実施した。

◆細菌学的精密検査及び参考検査

畜種	精密検査理由	検査頭数	全部廃棄措置数 又は陽性検体数
牛	敗血症(膿毒症含)	7	7
豚	敗血症	1	1
豚	豚丹毒	5	0

令和5年度 奈良県食品衛生検査所 事業概要

◆敗血症分離菌の詳細

(上記微生物精密検査中、敗血症菌同定に至ったもの 牛4例、豚0例)

と畜日	畜種	分離菌種	菌分離臓器
R5.8.29	牛	<i>Trueperella pyogenes</i>	疣贅性心内膜炎部、 浅頸 Ly、腎
R5.9.12	牛	<i>Trueperella pyogenes</i>	疣贅性心内膜炎部、 血液、肝臓、膝窩 Ly
R5.10.19	牛	<i>Trueperella pyogenes</i>	疣贅性心内膜炎部、 肝臓、腎臓、膝窩 Ly
R5.11.14	牛	<i>Cellulomonas spp./Microbacterium spp.</i>	疣贅性心内膜炎部、 肝臓、脾臓、腸骨下 Ly

◆豚丹毒(関節炎型)の年度別全部廃棄措置数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全部廃棄措置	6	3	0	1	1	0	0	0	0
と畜頭数に占める割合	0.07%	0.02%	0.00%	0.01%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

(b) ウィルス学的検査(PCR法)

現場と畜検査時に牛伝染性リンパ腫を疑う病理的所見で保留となった牛について、枝残血等によるリアルタイムPCR法を実施した。

畜種	精密検査理由	検査頭数	BLV陽性*
牛	牛伝染性リンパ腫	6	5

※全部廃棄については、
総合所見にて措置

B と畜場法及び食品衛生法における衛生管理に関する検査

令和3年6月の法改正を受け、HACCPに基づく衛生管理事項に関して、と畜場法施行規則に対応した施設として外部検証を実施し、衛生管理計画の妥当性を確認、計画の見直し等について助言・提言を実施している。

(a) 衛生管理に関する検査

牛、豚枝肉の切除検査を行い、枝肉の微生物汚染の実態を調査し、衛生指導の資料として活用した。

検体	畜種	一般生菌数	腸内細菌科菌群数
枝肉切除	牛	60	60
	豚	60	60
合計		120	120

(b) 残留抗生物質に関する検査(簡易法)

厚生労働省の通知に基づき、牛5頭、豚2頭(計14検体)について収去検査(モニタリング検査)を実施した。その結果、すべて陰性であった。

(ウ) 病理検査

全身性疾病を疑う個体や特異病変を認めた臓器について、牛 29 頭、豚 8 頭で病理組織学的な精密検査を実施し検査結果に反映させた。

畜種	区分	月											合計 (延べ数)	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3
牛	炎症	1			1		1	3	4	1		1		12
	変性	1			1		1	1	1	1	1			7
	腫瘍				1	1		1				1	1	5
	牛伝染性リンパ腫	1			2					2				5
豚	炎症				1		1	1						3
	変性		1	1					1				1	4
	腫瘍										1			1

(エ) 伝達性海綿状脳症(TSE)スクリーニング検査

A 牛のスクリーニング検査

平成 13 年 10 月 18 日からスクリーニング検査を実施し、平成 16 年に 1 頭 BSE 陽性牛を摘発した。なお、法改正を受けて、平成 29 年 4 月以降は健康牛のスクリーニング検査は行っていない。本年度の有症牛の検査結果は表のとおりすべて陰性であった。

B めん羊・山羊のスクリーニング検査

平成 17 年 10 月 1 日から 12 ヶ月齢以上のめん羊及び山羊のスクリーニング検査を実施してきたが、厚生労働省の通知改正を受けて、平成 28 年 6 月 1 日から健康畜のスクリーニング検査を廃止した。以降は有症畜のみを検査対象としているが、本年度は検査実績がなかった。

〈TSE 検査結果〉

牛(とくを含む)		めん羊		山羊	
検査頭数	陽性頭数	検査頭数	陽性頭数	検査頭数	陽性頭数
10	0	0	0	0	0

(2) 食鳥検査

ア 食鳥検査羽数

令和 5 年度の検査羽数は 65,774 羽(肉用鶏)であった。

令和5年度 奈良県食品衛生検査所 事業概要

イ 疾病別の措置件数

検査羽数(年度計)		65,774		
処分羽数		禁止	全部廃棄	一部廃棄
		23	6	9,400
ウイルス・クラミジア病	鶏痘	0	0	0
	鶏伝染性気管支炎	0	0	0
	鶏伝染性喉頭気管炎	0	0	0
	ニューカッスル病	0	0	
	鶏白血病	0	0	
	封入体肝炎	0	0	
	マレック病	0	0	
	その他	0	0	
細菌病	大腸菌症	0	0	
	伝染性コリーザ	0	0	0
	サルモネラ症	0	0	
	ブドウ球菌症	0	0	
	その他	0	0	
その他の疾病	毒血症	0	0	
	膿毒症	0	0	
	敗血症	0	0	
	真菌病	0	0	
	原虫病	0	0	0
	寄生虫病	0	0	0
	変性	1	1	5,141
	尿酸塩沈着症	0	0	0
	水腫	0	0	129
	腹水症	0	2	
	出血	0	0	2,095
	炎症	0	0	557
	萎縮	0	0	1
	腫瘍	2	1	536
	臓器の異常な形等	0	0	651
	異常体温	0	0	
	黄疸	0	0	
	外傷	2	0	282
	中毒諸症	0	0	
	削瘦及び発育不良	15	2	
放血不良	5	0		
湯漬過度	0	0		
その他	0	0	8	

ウ 家畜伝染病予防法に基づく届出実績

実績なし

エ 外部検証(現場検査)における情報還元

事業者主催の HACCP 会議に参加し、検証成績を呈示。

食鳥処理業者からの疑義(特定の検査日及び検査項目を指定)を受け、当該成績判定根拠について回答する対話形式を採用。

オ 外部検証(記録検査及び現場検査)における指摘文書の発出

通知状況:1 件

指摘事項:CL 逸脱に対する改善措置報告、原因究明及び再発防止措置の報告

カ その他事業者啓発

啓発資材提供・掲示:4 件

(内訳)

外部検証(作業開始前の現場検査)成績:4 件

キ 外部検証(微生物試験)の実施状況

と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について(令和2年5月28日付け生食発0528 第1号)に準拠し、実施した。

(ア) 頻度:1 回/月

(イ) 検体数(首皮:60 検体)

一般生菌数: 60 件

腸内細菌科菌群: 60 件

カンピロバクター属菌: 55 件

(うち *Campylobacter jejuni/coli* リアルタイム PCR:23 件)

(ウ) 結果通知

方法:文書の発出による

件数:12 件

(エ) その他事業者啓発

啓発資材提供・掲示:12 件

(内訳)

全国平均と比較した所管食鳥処理場の外部検証(微生物試験)成績:12 件

ク その他の衛生検査(微生物試験)等

食鳥処理工程における微生物汚染の危害要因を確認するため、以下の検査を実施した。

(ア)とたい拭き取り検査(作業工程別)

検体(検体数):食鳥とたい(48 検体)

検査項目(件数):一般生菌数(48 件)

腸内細菌科菌群数(48 件)

(イ)とたい拭き取り検査(皮膚炎個体等)

検体(検体数):食鳥とたい(43 検体)

検査項目(件数):一般生菌数(43 件)

腸内細菌科菌群数(43 件)

(ウ)スコルダ―湯水・排出物・チラー水検査

検体(検体数):スコルダ―湯水(11 検体)

スコルダ―排出物(5 検体)

チラー水(5 検体)

検査項目(件数):一般生菌数(21 件)

腸内細菌科菌群数(21 件)

(エ)盲腸便培養検査

検体(検体数):鶏盲腸便(53 検体)

検査項目(件数):カンピロバクター属菌(11 件)

Campylobacter jejuni/coli リアルタイム PCR(44 件)

サルモネラ属菌(42 件)

(オ)ハンドスタンプ検査

検体数: 26 検体

検査項目(件数):一般生菌(26 件)

ケ 高病原性鳥インフルエンザ対応等

○簡易検査キットの更新

○簡易検査手技訓練:19 件(気管スワブ採材/簡易検査)

○公衆衛生獣医師向け演習[※]への参加(2 名) ※畜産部局主催の家畜防疫演習

○流行期における国内発生状況の周知(資材の掲示による)

○関連機関への情報提供(第 55 回 奈良県畜産関係業績発表会)

2 市場食品検査課

(1) 監視指導

営業施設の監視指導件数は 1,863 件であった。通常の監視指導に加えて、「せり」前の食品の収去検査、営業施設等の監視指導を行うため、午前 4 時からの早朝勤務を 39 日(延人員 44 名)実施した。また、令和 3 年 6 月の法改正をうけ、市場内の各事業者に対して HACCP に沿った衛生管理推進のための助言・指導を実施している。

業 種		施 設 数	実施延監視回数
許 可 業 種	飲 食 店 営 業	2	43
	食 肉 販 売 業	2	74
	魚 介 類 販 売 業	35	772
	魚 介 類 せ り 売 り 営 業	2	148
	食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業	1	2
	そ う ざ い 製 造 業	10	139
	食 品 の 小 分 け 業	2	9
	調 理 の 機 能 を 有 す る 自 販 機 等	5	5
小 計		59	1,192
届 出 業 種	食 品 製 造 業	3	37
	野 菜 果 物 販 売 業	20	388
	乳 類 販 売 業	6	8
	氷 雪 販 売 業	1	0
	食 品 販 売 業 (上 記 以 外)	12	238
小 計		42	671
合 計		101	1,863

(2) 食品等の試験検査

食品等の試験検査(設備・器具等の拭き取り検査含む。)を行い、微生物学的検査、理化学的検査(放射性物質含む)等合わせて 476 検体、9,536 項目の検査を実施した。

ア 収去検査

食品の収去検査は 237 検体、9,058 項目の試験検査を実施した。

なお、残留農薬、食品添加物の一部、放射性物質等の検査計 63 検体は県保健研究センターへ依頼した。

令和5年度 奈良県食品衛生検査所 事業概要

令和5年度 収去検査数

検査機関:保健研究センター

食品分類	収去検体数	法令基準違反 検体数	検査項目数 合計	検査項目							
				過酸化水素	イマザリル	オルト フェニル フェノール	ジフェニル	チアベンダ ゾール	水銀	残留農薬 (150項目)	放射性物質 (2物質)
鮮魚介類 ※1	8		8						8		
魚介加工品 ※2	1		1	1							
菓子											
果物 ※3	4		616		4	4	4	4		600	
野菜	50	1	7,572							7,500	72
合計	63	1	8,197	1	4	4	4	4	8	8,100	72

※1: 近海産鮮魚(サンマ、アジ等) 及び 生食用貝類(ホタテ貝柱、輸入赤貝等)

※2: しらす類の過酸化水素

※3: 輸入かんきつ

イ 収去検査以外の検査

中央卸売市場内の営業施設の設備・器具等の拭き取り検査を、239 検体(478 項目)について実施した。検査の結果、まな板 9 検体、冷蔵庫の取っ手 3 検体、ザル 1 検体から黄色ブドウ球菌が検出され、営業者及び従事者に対して食品の衛生的な取扱指導を行った。

検査区分	検体数	合計	検査項目	
			大腸菌群	黄色ブドウ球菌
器具等の拭き取り	239	478	239	239

(3) 違反食品、県衛生管理指標不適合食品

収去検査等の結果、残留農薬の規格基準に適合しない食品が 1 検体あり、出荷先自治体へ通報した。その他、県衛生管理指標※に適合しない食品が 5 件あり、当該食品取扱事業者に対し、食品の衛生的な取扱い及び衛生管理について指導した。

規格基準不適合

収去月日	分類	不適事項
10月3日	みつば	残留農薬

奈良県衛生管理指標不適合

収去月日	分類	不適事項
5月8日	豆腐	細菌数超過
7月10日	麺類	大腸菌群
7月24日	麺類	大腸菌群
〃	〃	大腸菌群
〃	〃	大腸菌群

※県衛生管理指標

食品衛生法の改正及び HACCP の制度化にともない、衛生規範が廃止されたことにより県指導基準も廃止し、あらためて食品等事業者の自主衛生管理推進のため県衛生管理指標が設けられた。

(4) 苦情・相談

苦情及び相談件数は 10 件であった。

その内訳は、衛生的取扱いに関する相談が 5 件、検査に関する相談が 3 件、食品の変質、異物の付着及び混入(寄生虫含む)等の相談が 2 件であった。

(5) その他

ア 貝毒情報による監視

春先から下痢性又は麻痺性の貝毒による毒化が見られるため、農林水産省、厚生労働省及び都道府県(主に、貝の生産地を有する県等)からの貝毒情報(麻痺性貝毒、下痢性貝毒が規制値を越えたことによる出荷自主規制措置の発令、解除の状況)の提供があり、当該情報に基づき監視を行った。アサリ、ホタテ、カキ等について各方面より情報があつた。

イ 一斉取締り及び予防啓発

食品・添加物等の夏期一斉取締り(7月1日～8月31日)及び年末一斉取締り(12月1日～30日)を実施した。

なお、夏期一斉取締りについては、8月1日～31日を食品衛生月間行事として、市場内食品関係事業者の巡回指導強化に加え、食品衛生に関して注意を喚起する横断幕を設置し、食の安全安心啓発に努めた。

ウ 講習会等の開催

市場協会主催のイベント「夏休みチビっ子市場探検」において、一般参加者に対し食品衛生の啓発コーナーを担当し、食中毒予防を中心に説明した。

開催日	場所	名称	延べ人数
7月22日	管理棟見学者コーナー	「夏休みチビっ子市場探検」参加者 食品衛生啓発コーナー	80

Ⅲ 調査研究・衛生指導等

1 研究発表

年度別研究発表

年度	演題及び発表者名	発表者	学会名
H15	食鳥の <i>Campylobacter</i> 及び <i>Salmonella</i> 保菌調査と生産現場へのフィードバック	森永浩二	日本獣医公衆衛生学会(近畿)
	皮膚型牛白血病の1例	堂上文生	全国食肉衛生技術研修会衛生発表会
H16	組織学的検査を実施した食品の苦情事例	長石貞保	奈良県衛生関係職員協議会研修会
	肝臓非腫瘍部にアミロイド変性を認めた牛の肝細胞癌	堂上文生	全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロック技術研修会
H17	豚枝肉の微生物汚染実態調査について	光岡恵子	奈良県衛生関係職員協議会研修会
H18	牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク(GFAP)残留量調査について	金井洋子	近畿食品衛生監視員研修会
H20	牛の舌に認められた潰瘍性病変について	佐藤健一	奈良県衛生関係職員協議会研修会
H21	牛の疣贅性心内膜炎について	内田美枝	奈良県衛生関係職員協議会研修会
	牛枝肉表面の拭き取り検査結果解析について	内田美枝	全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロック技術研修会
H22	地方病型牛白血病の補助診断法の検討について	内田美枝	奈良県衛生関係職員協議会研修会
	豚丹毒の摘発状況と分離菌の性状について	内田美枝	全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロック技術研修会
H23	と畜場に搬入されたヒネ豚の病態について	内田美枝	全国食肉衛生技術研修会衛生発表会
	病牛における動物用医薬品使用状況と残留抗生物質簡易検査法モニタリング	阿久津喜規	全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロック技術研修会
	豚の白血病の一症例について	長石貞保	全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロック技術研修会
H24	肺血栓症を認めた牛の敗血症事例について	内田美枝	全国食肉衛生技術研修会衛生発表会
	豚の非定型抗酸菌症の集団発生と分離菌について	阿久津喜規	全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロック技術研修会

令和5年度 奈良県食品衛生検査所 事業概要

H25	と畜検査で摘発した牛白血病の疫学的特徴と妊娠黒毛和種における牛白血病ウイルスの母子感染例	内田美枝	全国食肉衛生技術研修会衛生発表会
	奈良県食肉センターにおける牛白血病の病理学的診断について	安藤裕理子	奈良県衛生関係職員研修会
H26	奈良県食肉センターにおける枝肉および場内の拭き取り衛生検査について	安藤裕理子	全国食肉衛生技術研修会衛生発表会
	奈良県食肉センターに搬入された牛から分離した腸管出血性大腸菌	安藤裕理子	獣医学術近畿地区学会
	枝肉の水腫と総蛋白量及びアルブミン量との関係性について	藤田圭佑	全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロック技術研修会
H27	中央卸売市場における拭き取り検査の現状	榮井毅	奈良県衛生関係職員研修会
	中央卸売市場における苦情対応の実情	榮井毅	奈良県衛生関係職員研修会
	奈良県食肉センターへ搬入された牛の膀胱結石に関する一考察	内田美枝	奈良県衛生関係職員研修会
	肉用牛に見られた石灰沈着症	前田寛之	奈良県衛生関係職員研修会
	奈良県食肉センターにおける感染性疾病に係る全部廃棄措置の状況について	川上憲俊	奈良県衛生関係職員研修会
H28	獣畜の血液生化学検査における採血部位の比較検討	久保彩子	奈良県衛生関係職員研修会
	牛白血病における迅速な免疫組織化学染色法の検討	笹野憲吾	奈良県衛生関係職員研修会 全国食肉衛生技術研修会衛生発表会
	奈良県食肉センターにおける牛枝肉の拭き取り検査部位について	大月翼	奈良県衛生関係職員研修会
	中央卸売市場における苦情相談について(事例報告[誌上発表])	瀬口修一	奈良県衛生関係職員研修会
H29	と畜検査で黄疸を疑診する指標となる色見本モデルの作成	久保彩子	奈良県衛生関係職員研修会
	と畜検査時にみられた牛肝臓病変	笹野憲吾	奈良県衛生関係職員研修会
H30	溶血検体のビリルビン測定方法の検討	久保彩子	奈良県衛生関係職員研修会

令和5年度 奈良県食品衛生検査所 事業概要

	同一牛群にみられた肺嚢胞症例	笹野憲吾	奈良県衛生関係職員研修会 近畿食品衛生監視員研修会
	HACCP 試行中の枝肉の細菌汚染調査	竹中恵子	奈良県衛生関係職員研修会
	と畜検査で認めた肝細胞癌が全身に転移した牛の症例	笹野憲吾	獣医学術近畿地区学会
	糞便性大腸菌群(<i>E.coli</i>)試験等におけるガストラップチップの導入	川西洋一	奈良県衛生関係職員研修会
H31 R1	牛の内臓(肝臓・心臓)の処理方法の改善検討	竹中恵子	奈良県衛生関係職員研修会 全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロック技術研修会
	牛の肝臓の白色腫瘍	佐藤健一	奈良県衛生関係職員研修会 全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロック技術研修会
	牛の膀胱腫瘍	佐藤健一	全国食肉衛生検査所協議会病理部会第76回病理研修会
R2	牛胆汁の細菌検査結果と肝臓の肉眼所見の関係	副田麻衣子	全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロック技術研修会
R3	発泡スチロール容器の再使用及び汚染実態調査について	加柴達朗	奈良県衛生関係職員研修会 近畿食品衛生監視員研修会
R4	皮下に大量の液体の貯留が認められた牛の病変について	佐藤健一	奈良県衛生関係職員研修会
R5	外部検証により探知された食鳥処理場内におけるキノコ様物の発生について(第一報)	持田雅裕	全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロック技術研修会 食肉及び食鳥肉衛生研究発表会

外部検証により探知された食鳥処理場内における
キノコ様物の発生について(第一報)

奈良県食品衛生検査所 持田 雅裕、大月 翼、内田 美枝
奈良県保健研究センター 中田 千恵子、安藤 尚子

はじめに

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)に伴い、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(以下、法という。)の一部が改正され、全ての食鳥処理場におけるHACCPに沿った衛生管理が義務づけられた。

大規模食鳥処理場においては、HACCPに基づいた食鳥処理の他、作成した衛生管理計画及び手順書(以下、HACCP計画等という。)の科学的な妥当性やその遵守状況について、食鳥検査員による検査又は試験(以下、外部検証という。)を受けることについても新たに規定された。

本稿に係る食鳥処理業者は、従来、認定小規模食鳥処理場を営んでいたが、事業拡大のため、地鶏専用の食鳥処理場設置を計画、奈良県としては平成25年10月以来ぶりに大規模食鳥処理場を管轄(令和4年7月 事業許可)する運びとなった。

奈良県食品衛生検査所(以下、本所という。)は食鳥処理業者と外部検証の実施方法について、予め、検査項目及び評価方法について合意形成を行い、現場検査においては食鳥処理衛生管理者を同席させ指摘事項を共有、食鳥肉衛生を脅かすおそれのある場合には直ちに是正を指導している。

令和5年5月30日(食鳥処理衛生管理者から一報)以降、作業開始前に行う施設や設備等の衛生管理状況検査時において、断続的に各作業区域(汚染・準清潔作業区域(食鳥処理場)/清潔作業区域(食肉処理室))内スイングドア(ステンレス製)からキノコ様物の発生(以下、汚染扉という。)を探知したことから、当該異物の特定及び発生原因究明の一助とするための調査を実施した。

材料及び方法

1. 発生状況確認(期間:令和5年5月30日~6月20日の間)

食鳥処理作業開始前の食鳥検査員による施設点検を強化し、食鳥処理場内におけるキノコ様物の発生状況を確認し、汚染扉の位置を確認した。

2. 汚染扉及び同型扉等の一斉点検(令和5年6月21日)

食鳥処理業者を介し、食鳥処理場建設に関与した内装請負業者及び扉メーカー並びに施工業者(以下、関係業者という。)を召致して、施設内スイングドアの一斉点検を実施した。関係業者による作業にあっては、HACCP計画等に抵触することがないように、当日の点検作業計画について、予め調整した。また、汚染扉については、食鳥処理業者に対し、解体による詳細点検の実施、並びに解体点検作業に伴う孢子飛散(危害要因)防止について指導した。

3. キノコ様物の鑑別

施設より採材したキノコ様物(検体①:汚染作業区域/検体②:準清潔作業区域/検体③:清潔作業区域)を形態学的解析及び遺伝子学的解析により種鑑別を実施した。

成績

1. キノコ様物の発生状況及び発生源

キノコ様物は、食鳥処理場内のスイングドア(3/11ヶ所)に発生し、スイングドア以外の設備に発生は認めなかった。

汚染扉は全面ステンレス製(窓(枠):透明アクリル(アルミ)／ガスケット:ポリ塩化ビニル)であり、キノコ様物は扉側面(ガスケット間隙)及び底面から突出していた。目視点検が不可能な汚染扉の底面を触診したところ、木目及び木材腐朽感を触知した。

2. 一斉点検の結果

スイングドア内部には製品強度保持の目的で合板が内蔵されていることが判明した。民間機関の研修受講等により HACCP の概念を理解し、他の食鳥処理場にも同規格品を納入した実績を有する当該扉メーカーの担当者への聞き取りにより、類似事例は無いことを確認した。

汚染扉の解体点検(搬入機材で再設置可能な範囲)により、扉内部の合板には、菌糸の定着・増殖が広範囲に確認された。

その他の同型扉にキノコ様物の発生は確認されなかったが、底面に露出する木材の表層は一樣に湿潤状態にあった。

なお、食鳥肉衛生を鑑みた指導により、食鳥処理の非稼働日に点検を実施させたものの、気密性の高い施設内は乾燥しておらず、各所には前日の施設洗浄水及び処理室内結露を確認した。また、HACCP 適用施設として適切ではない(汚染作業区域を風上とする清浄(準清潔・清潔)作業区域方向への)気流を確認した。

3. 形態学的鑑別

検体は何れも弾力性を触知し、キノコ臭を感知した。検体①は菌糸体、検体②・③については子実体を連想させる形態を呈していた。県森林技術センター技術者に形態学的鑑別を依頼したところ、一部は多孔菌類に属する種との推定結果を得た。

4. 遺伝子学的鑑別試験

検体量に応じ、核リボソーム DNA の ITS (ITS1/ITS2/ITS 全体)、D1/D2 領域についてダイレクトシーケンス法による塩基配列解析を行った。NCBI(National Center for Biotechnology Information)の BLAST(Basic Local Alignment Search Tool)を活用し、GenBank 登録データとの相同性を検索したところ、検体①は *Irpex laceratus*(ウスバタケ)、検体②は *Byssomerulius corium*(カワシワタケ)、検体③は *Schizophyllum commune*(スエヒロタケ)と鑑別(相同性 98~100%)された。

考察

本件は、①気密性が高い施設、②無計画な機械換気や空調の設定により惹起された多湿環境、③木材が使用された設備といった複合的要因により発生したものと考えられた。

真菌類の胞子は生活環境中に常在しており、その成長のための好適条件が整うことで容易にキノコとして可視化され得る。当該食鳥処理場内において、食鳥生体の搬入・集積区域及びとたいの湯漬け区域は特に室内温度や湿度が上昇する傾向にあり、真菌類の至適環境となり易い。

さらに、一斉点検時に発覚した不適切な気流により、汚染作業区域(食鳥生体や外部資材搬入場所)から胞子が施設中に拡散し、食鳥処理場内全域にキノコの発生範囲が拡大した可能性が考

えられる。また、遺伝子型鑑別により汚染扉毎に別種のキノコが検出されたことから、設備に使用された合板自体が既に孢子汚染されていた可能性も否定できない。

まとめ

外部検証において屋内設備にキノコ様物の発生を探知、施設の一斉点検と併せて各種調査を実施したところ、当該異物はいずれも木材腐朽菌であり、ただちに食鳥肉の安全性や食中毒に関与するおそれは低い事が判明した。しかしながら、スエヒロタケはヒトにアレルギー性気管支肺真菌症を引き起こした事例が報告されているため、施設内に設置される全スイングドアの一新について検討するよう食鳥処理業者に強く助言した。

キノコの発生を促進したと考えられる複合的要因に対しては、食鳥処理業者への指導により、換気・空調の調整及び汚染扉と同型スイングドアの養生措置(露出木材の金属被覆及びガasket間隙へのコーキング剤充填)を講じ、さらなる(もしくは新たな)キノコの発生や孢子飛散といった危害要因を低減させた。

本件は、死角に潜伏した危害要因の偶発的な増大によって食鳥肉衛生等が脅かされる事態が招かれる可能性について警鐘を鳴らす案件であったと考える。このことを契機とし、本所としても食鳥処理業者の育成を強化するとともに外部検証精度の向上に取り組みたい。

なお、食鳥生体を搬入する一部の農場は山間部にあること、当該食鳥処理場の周辺には製材所を多く抱える材木団地が近接することも勘案し、孢子が場内に持ち込まれる要因を特定するための多面的な調査を現在継続中である。

2 研修・講習会等への参加

年 月 日	名 称	場 所	参加人数	
			食 肉	市 場
R5 5月18日	株式会社日立ハイテクサイエンス 「HPLC 基礎セミナー」	オンライン	1	-
6月9日	全国食肉衛生検査所協議会 近畿ブロック所長会(第1回)	兵庫県神戸市	1	-
6月16日	奈良県衛生関係職員研修会	大和郡山市	8	3
6月20日	Thermo Fisher Scientific セミナー・ハンズオントレーニング バイオ基礎セミナー:PCRと遺伝子解析入門	オンライン	1	-
6月23日	Thermo Fisher Scientific セミナー・ハンズオントレーニング もっと基礎から分かるリアルタイムPCR オンラインセミナー	オンライン	1	-
6月29日	Thermo Fisher Scientific セミナー・ハンズオントレーニング さらに活用するリアルタイムPCR オンラインセミナー	オンライン	1	-
7月19日 ～20日	全国食肉衛生検査所所長会議及び全国大会	山形県山形市	1	-
7月26日	近畿地区市場食品衛生検査所協議会	大阪府大阪市	-	2
7月27日	食品微生物検査の実施方法	オンライン	-	4
8月3日	細菌検査に関する教育訓練	桜井市	-	1
8月24日 ～25日	近畿食品衛生監視員協議会研修会	滋賀県大津市	-	2
8月29日	CADIC 国際シンポジウム「食品安全保障と持続可能な畜産のために私たちは何をすべきか」	オンライン	1	-
9月1日	全国公衆衛生獣医師協議会 全国大会「研修及び調査研究発表会」	東京都港区	1	-
9月13日	全国食肉衛生検査所協議会 微生物部会総会・研修会	静岡県静岡市	2	-

令和5年度 奈良県食品衛生検査所 事業概要

10月6日	全国食肉衛生検査所協議会 理化学部会総会・研修会	神奈川県横浜市	1	-
10月24日	全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロック会 微生物検査担当者会議	京都府京都市	1	-
10月27日	全国食肉衛生検査所協議会 近畿ブロック会議及び技術研修会	兵庫県神戸市	2	-
11月1日 ～2日	全国食肉衛生検査所協議会 病理部会総会・研修会	神奈川県相模原市	1	-
11月9日 ～10日	全国市場食品衛生検査所協議会 全国大会	広島県広島市	-	2
11月24日	地方衛生研究所全国協議会 近畿支部自然毒部会研究会	オンライン	-	3
12月1日	日本カンピロバクター研究会総会	大阪府大阪市	1	-
12月5日	細菌検査に関する教育訓練	桜井市	2	2
12月9日	法獣医学シンポジウム	オンライン	1	-
1月23日 ～24日	食肉及び食鳥肉衛生技術研修並びに研究発表会	東京都中央区	2	-
1月25日	奈良県食品安全・安心懇話会	奈良市	1	-
1月26日	食品に関するリスクコミュニケーション 「輸入食品の安全性確保に関する意見交換会」	大阪府大阪市	1	-
2月8日	実験動物管理者等研修会	オンライン	1	-
3月13日	食品衛生検査所所内業績発表会	大和郡山市	15	3
3月17日	獣医疫学会学術集会	オンライン	1	-

3 その他の事業

(1) 職員の安全衛生管理

職員は、業務上の罹患の危険性が高いため、一般健康診断、トキソプラズマ検診、有機溶剤取扱者健診等を受診している。

(2) 学術研究調査用の検体採取への協力

検体採取依頼者	目的	検体
近畿大学農学部	研究	牛卵巣・豚卵巣

(3) と畜関係者に対する衛生指導

ア 目的

安全な食肉や副生物を生産し流通させるためには、疾病の排除だけでなく、衛生的なと殺・解体・処理を行うことが重要であるため、奈良県食肉センターの衛生向上を目的として次の事業を実施した。

イ 事業の内容

(ア)奈良県食肉センターにおける食肉の衛生確保について

当センターに関係する機関及び団体に衛生上の重点留意事項をまとめて掲示あるいは配布した。

(イ)体表汚染牛の搬入防止に関する取り組み

と畜場施設や製品(枝肉等)の重大な細菌感染源となる生体体表の糞便付着状況について、調査、集計を行った。また、その結果を、生産者、関係部局及び団体に還元して、清潔な牛を搬入するように要請した。

(ウ)牛の内臓(肝臓、心臓)等の細菌調査

目的:内臓処理事業者の依頼に基づき細菌検査を実施した。

検査期間:令和5年5月～令和6年2月

材料採取行程と採取部位:

肝臓及び心臓8検体ずつについて、解体後検査直後、冷却2時間後に拭き取りを行った。また、あわせて内臓カゴ、トレイ、まな板等25ヶ所の拭き取り検査も実施した。

検査内容:一般生菌数、腸内細菌科菌群数、温度

(エ)奈良県食肉センターにおける HACCP 導入の協力・指導について

当センターの HACCP 導入に向けた(公財)奈良県食肉公社の取組に協力し、衛生管理手法、施設改修、HACCP プラン作成等について助言・指導を行った。

(4) 食鳥処理業者に対する衛生指導

ア 目的

食鳥処理業者が作成する手順書及び衛生管理計画の科学的妥当性について評価し、必要な改善等について助言・指導を行う。また、その遵守状況について検査又は試験を実施する。

イ 事業の内容

(衛生講習等)

- ・衛生検査の結果還元(ハンドスタンプ検査:2回実施)
実施回数:2回
対象者:食鳥処理衛生管理者:1名(全回)
食鳥処理従事者:3名(全回)
食鳥検査員:2名(各回につき1名)
- ・衛生害虫発生防止に関する注意喚起
- ・食鳥処理従事者の作業中手洗い頻度についての指導
- ・クメール語表記資材を活用した外国人技能実習生向けの手洗い指導

(5) 見学対応等

奈良県食肉センターもしくは食鳥処理業者が受け入れた見学者等に対し、と畜処理、食鳥処理の概要と衛生対策、と畜検査、食鳥検査の意義等について説明し、食肉及び食鳥肉の衛生確保に関する知識と理解を深めていただくよう努めた。また、獣医学生の就業体験、医学生の実習等にも対応した。

<奈良県食肉センター>

区分	受入日数	受入人数
教育機関教員等	4	58
自治体職員等	1	14
学生(獣医学・医学等)	4	25
計	8*	97

※「教育機関教員等」及び「学生(獣医学・医学等)」に対し、同日に見学対応を行った日があった。

<食鳥処理場>

区分	受入日数	受入人数
学生(獣医学)	3	5

(6) 食品衛生協会中央市場に対する協力及び支援

食品関係従事者の検便実施に協力するとともに、食品衛生協会が発行する食品衛生関係の情報紙及びその他資料の作成を支援した。

IV 参考資料

1 条例・規則等

(1)奈良県食品衛生検査所設置条例

平成二年三月三十日
奈良県条例第二十二号

(設置)

第一条 と畜検査その他と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)に基づく事務、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)に基づく事務並びにと畜場、食鳥処理場及び中央卸売市場における食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)及び食品表示法(平成二十五年法律第七十号)に基づく事務を分掌させるため、食品衛生検査所を設置する。

(名称等)

第二条 食品衛生検査所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
奈良県食品衛生検査所	大和郡山市	奈良市を除く県の全域

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成二年規則第二三号で平成二年一二月六日から施行)

(2)奈良県食品衛生検査所長に対する事務委任規則

平成二年十二月五日
奈良県規則第二十五号

奈良県食品衛生検査所長に対する事務委任規則をここに公布する。

奈良県食品衛生検査所長に対する事務委任規則

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十三条第一項の規定により、知事の権限に属する次の各号に掲げる事務を奈良県食品衛生検査所長に委任する。

一 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号。以下この号において「法」という。)及びと畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号。以下この号において「令」という。)中次の事項を行うこと。

ア 法第五条第二項の規定により、獣畜の種類及び頭数を制限すること。

イ 法第十三条第一項第一号の規定による獣畜のとさつの届出を受理すること。

ウ 法第十三条第三項の規定により、とさつ又は解体の場所等を指示すること。

エ 法第十四条の規定により、獣畜の検査をすること。

オ 法第十六条の規定により、同条第一号から第三号までの措置をとること。

カ 法第十七条第一項の規定により、報告を徴し、又は職員に立ち入り、検査させること。

キ 令第四条第二号の規定によるとさつを許可すること。

ク 令第七条の規定により、申請書を受理すること。

ケ 令第九条の規定により、検印を押すこと。

令和5年度 奈良県食品衛生検査所 事業概要

- 二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号。以下この号において「法」という。)及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成二年厚生省令第四十号。以下この号において「省令」という。)中次の事項を行うこと。
- ア 法第十五条第一項から第三項までの規定により、食鳥の検査を行うこと。
 - イ 法第二十条の規定により、同条各号に掲げる措置を採ること。
 - ウ 法第十六条第二項の認定小規模食鳥処理業者以外の者に対し、法第三十七条第一項の規定により報告をさせ、又は法第三十八条第一項の規定により職員に立ち入り、検査させ、質問させ、若しくは収去させること。
 - エ 省令第二十七条第二項の規定により、申請書を受理すること。
- 三 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号。以下この号において「法」という。)中と畜場、食鳥処理場及び中央卸売市場における次の事項を行うこと。
- ア 法第二十八条第一項の規定により、報告を求め、職員に営業の場所等に臨検し、検査させ、又は収去させること。
 - イ 法第三十条第二項の規定により、食品衛生監視員に監視指導を行わせること。
 - ウ 法第五十九条の規定により、営業者又は職員に廃棄させ、その他営業者に対し必要な処置をとることを命じること。
- 四 食品表示法(平成二十五年法律第七十号。以下この号において「法」という。)中と畜場、食鳥処理場及び中央卸売市場における次の事項を行うこと。
- (一) 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(平成二十七年政令第六十八号。以下この号において「令」という。)第七条第一項第一号の規定により知事が行うこととされた法第六条第一項又は第三項の規定による指示を行うこと。
 - (二) 令第七条第一項第二号の規定により知事が行うこととされた法第六条第五項の規定による命令を行うこと。
 - (三) 令第七条第一項第三号の規定により知事が行うこととされた法第六条第八項の規定による命令を行うこと。
 - (四) 令第七条第一項第四号から第六号までの規定により知事が行うこととされた法第八条第一項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求を行い、又は職員に立入検査、質問及び収去を行わせること。
 - (五) 令第七条第一項第八号の規定により知事が行うこととされた法第十二条第一項又は第二項の規定による申出の受付を行うこと。
 - (六) 令第七条第一項第八号の規定により知事が行うこととされた法第十二条第三項の規定による調査を行うこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二年十二月六日から施行する。
(保健所長に対する事務委任規則の一部改正)
- 2 保健所長に対する事務委任規則(昭和五十一年四月奈良県規則第五号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成五年規則第五二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。
(保健所長に対する事務委任規則の一部改正)

令和5年度 奈良県食品衛生検査所 事業概要

- 2 保健所長に対する事務委任規則(昭和五十一年四月奈良県規則第五号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成一五年規則第一一号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年八月二十九日から施行する。

附 則(平成一六年規則第三七号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十六年二月二十七日から施行する。

附 則(平成二七年規則第一二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年規則第四号)

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

(3)奈良県行政組織規則(抄)

昭和三十一年七月一日

奈良県規則第二十六号

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、知事及び会計管理者の事務を処理させるための組織について必要な事項を定め、もつて行政事務の能率的な遂行を図ることを目的とする。

略

第三章 出先その他の機関

(名称等)

第八条 出先その他の機関(大学及び県立病院を除く。以下同じ。)の名称、位置、管轄区域、所掌事務及びそれぞれを主管する課は、別表第一のとおりとする。

課(これに類するものを含む。以下同じ。)を置く出先その他の機関並びにその出先その他の機関に置く課の名称及び所掌事務は、別表第二のとおりとする。

第九条 課(これに類するものを含む。以下同じ。)を置く出先その他の機関並びにその出先その他の機関に置く課の名称及び所掌事務は、別表第二のとおりとする。

略

令和5年度 奈良県食品衛生検査所 事業概要

別表第一(第八条関係)

出先その他の機関の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び主管する課

名称	位置	管轄区域	所轄事務	主管課
奈良県食品衛生検査所	大和郡山市丹後庄町	奈良市を除く県の全域	一 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)に基づく事務 二 と畜場、食鳥処理場及び中央卸売市場における食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)及び食品表示法(平成二十五年法律第七十号)に基づく事務	消費・生活安全課

別表第二(第九条関係)

課を置く出先その他の機関並びにその出先その他の機関に置く課の名称及び所掌事務

出先その他の機関名	課の名称	所轄事務	備考
奈良県食品衛生検査所	食肉検査課 市場食品検査課	食肉検査課 一 所内の庶務に関すること。 二 と畜検査及びと畜場の衛生に関すること。 三 食肉の衛生に関すること。 四 食鳥検査及び食鳥処理場の衛生に関すること。 五 その他他課の主管に属しないこと。 市場食品検査課 一 奈良県中央卸売市場(以下「市場」という。)内で取り扱う食品等の収去及び試験検査に関すること。 二 市場内の営業用施設及び市場内に取り扱う食品等の監視又は指導に関すること。 三 市場内の食品関係者の衛生指導に関すること。 四 その他市場内の食品衛生及び食品表示に関すること。	奈良県食品衛生検査所市場食品検査課の位置は、大和郡山市筒井町(奈良県中央卸売市場内)とする。

(4)奈良県手数料条例(抄)

平成十二年三月三十日
奈良県条例第三十三号

(徴収)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定による手数料は、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところにより徴収する。

(手数料の額等)

第二条 前条の手数料の額及び徴収の時期は、別表第一及び別表第二のとおりとする。

(減免)

第三条 知事は、特別の理由により必要があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

略

別表第一(第二条関係)

番号	名称	手数料額		徴収時期
二百四十三	と畜検査手数料	牛又は馬の場合	六百元	検査申請のとき。
		とく、豚、綿羊又はやぎの場合	三百五十円	検査申請のとき。
二百四十六	食鳥検査手数料	一羽につき四円		検査申請のとき。
四百十二	証明手数料	五百円		証明申請のとき。

2 奈良県食肉センターの概要

(1)所在地 奈良県大和郡山市丹後庄町 475-1

(2)設置者 公益財団法人奈良県食肉公社

(3)開場年月日 平成2年12月6日

(4)施設の概要

ア 能力

処理能力／日	大動物 50 頭 小動物 170 頭
枝肉冷却・冷蔵能力	920 頭(豚換算)
内臓冷蔵庫	7.2トン(うち 4.2トンは冷凍)
汚水処理能力	450 m ³ ／日

イ 規模

敷地面積	29,371.96 m ²
建物面積	5,229.57 m ²

ウ 付属施設

駐車場(兼調整池)	駐車能力	67 台
多目的グラウンド(兼調整池)		9,278 m ²
用途:少年野球・ソフトボール・テニス・ゲートボール等		

(5)業務概要

ア 施設維持管理及び運営

実施主体	公益財団法人奈良県食肉公社
------	---------------

イ 食肉市場業務

開設者	公益財団法人奈良県食肉公社
市場開設年月日	平成3年2月5日
卸売業者	奈良食肉株式会社

ウ とさつ解体業務

実施主体	公益財団法人奈良県食肉公社
実施日	5日／週(月曜日～金曜日)

エ 内臓処理業務

実施主体	奈良畜産副生物株式会社
実施日	5日／週(月曜日～金曜日)

オ 冷蔵保管業務

実施主体	公益財団法人奈良県食肉公社
実施日	5日／週(月曜日～金曜日)

3 食鳥処理場の概要

(1)所在地 奈良県桜井市吉備 303-1

(2)設置者 大和肉鶏食鳥処理解体施設整備協議会

(3)許可年月日 令和4年7月5日

(4)施設の概要

ア 能力

処理能力／日	500羽
冷蔵能力等	①とたい冷蔵庫:500羽(容積45m ³) ②出荷冷蔵庫:容積79.98m ³ ③出荷冷凍庫:容積62.2m ³

イ 規模

敷地面積	2,123.07 m ²
建物面積	131.79 m ²

ウ 建物構造 鉄骨造(2階建)

(5)業務概要

ア 施設維持管理及び運営

実施主体 有限会社フード三愛

イ 食鳥処理業

実施主体 有限会社フード三愛
事業許可 令和4年7月5日
食鳥種類 鶏(肉用種:地鶏)
計画羽数 15万羽／年
実施日 5日／週(水曜日及び日曜日を除く)

ウ 食肉処理業

実施主体 有限会社フード三愛
事業許可 令和4年6月24日(許可番号:第08220259号)
実施日 5日／週(水曜日及び日曜日を除く)

4 奈良県中央卸売市場の概要

(1)所在地 奈良県大和郡山市筒井町 957-1

(2)設置者 奈良県知事

(3)開場年月日 昭和52年4月22日

(4)施設の概要

ア 取扱高

青果	野菜	98,971トン
	果実	21,021トン
水産物	鮮魚	4,061トン
	冷凍	1,375トン
	塩干	3,654トン

イ 主要施設の概要

敷地面積 151,258 m²

《卸売場棟》	鉄骨造 2階建	31,280 m ²
卸売場	14,358 m ²	
仲卸売場	8,373 m ²	
買荷保管積込所	3,225 m ²	
《冷蔵庫棟》	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	7,081 m ²
冷蔵能力	5,821トン	
《関連商品売場棟》	鉄筋コンクリート造 2階建	7,788 m ²
《管理棟》	鉄筋コンクリート造 3階建	2,470 m ²
《特高棟》	鉄筋コンクリート造 2階建	883 m ²
《バナナ加工場》	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建	926 m ²
《倉庫加工場》	鉄筋コンクリート造平屋建	2,182 m ²
《駐車場》	約 1,700 台収容	47,012 m ²

5 と畜に関する料金一覧表 (令和元年10月以降)

(1頭当たり. 単位:円)

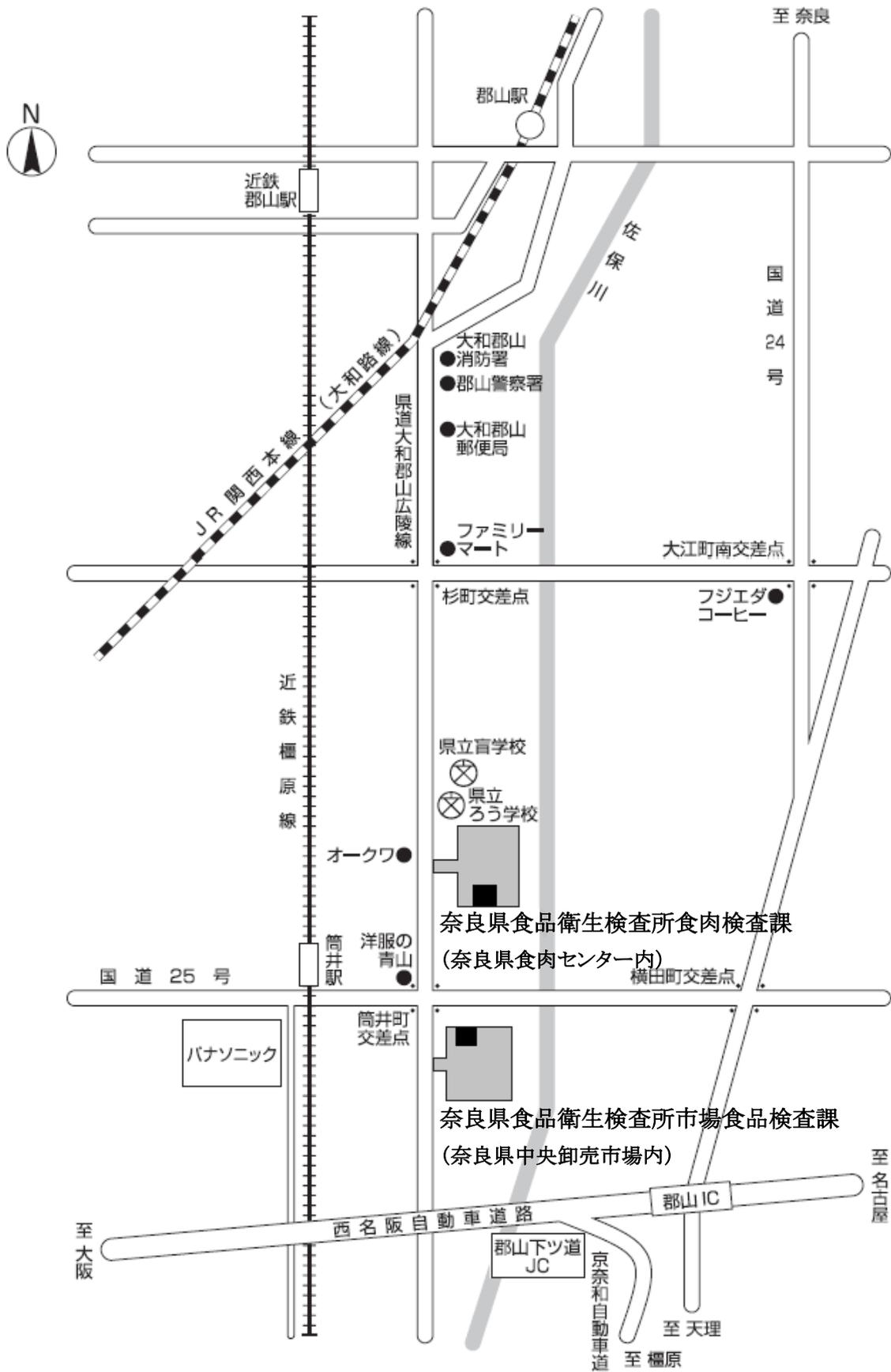
項目		と畜場使用料	とさつ解体料	と畜検査手数料	
				規定	納付額
牛	1年以上	1,100	5,500	600	200
	1年未満	550	5,500	350	100
馬	1年以上	1,100	5,500	600	200
	1年未満	550	5,500	600	200
豚		550	880	350	100
綿羊		550	880	350	100
やぎ		550	880	350	100
納付先		公益財団法人奈良県食肉公社		奈良県食品衛生検査所	
根拠		と畜場法に基づく知事認可		奈良県手数料条例	

- 注: 1 病畜と畜のと畜場使用料及びとさつ解体料は、普通と畜の2倍に相当する額
 2 と畜検査手数料は、諸般の事情により当分の間減額
 3 料金は、奈良食肉株式会社が一括徴収

6 食鳥検査手数料

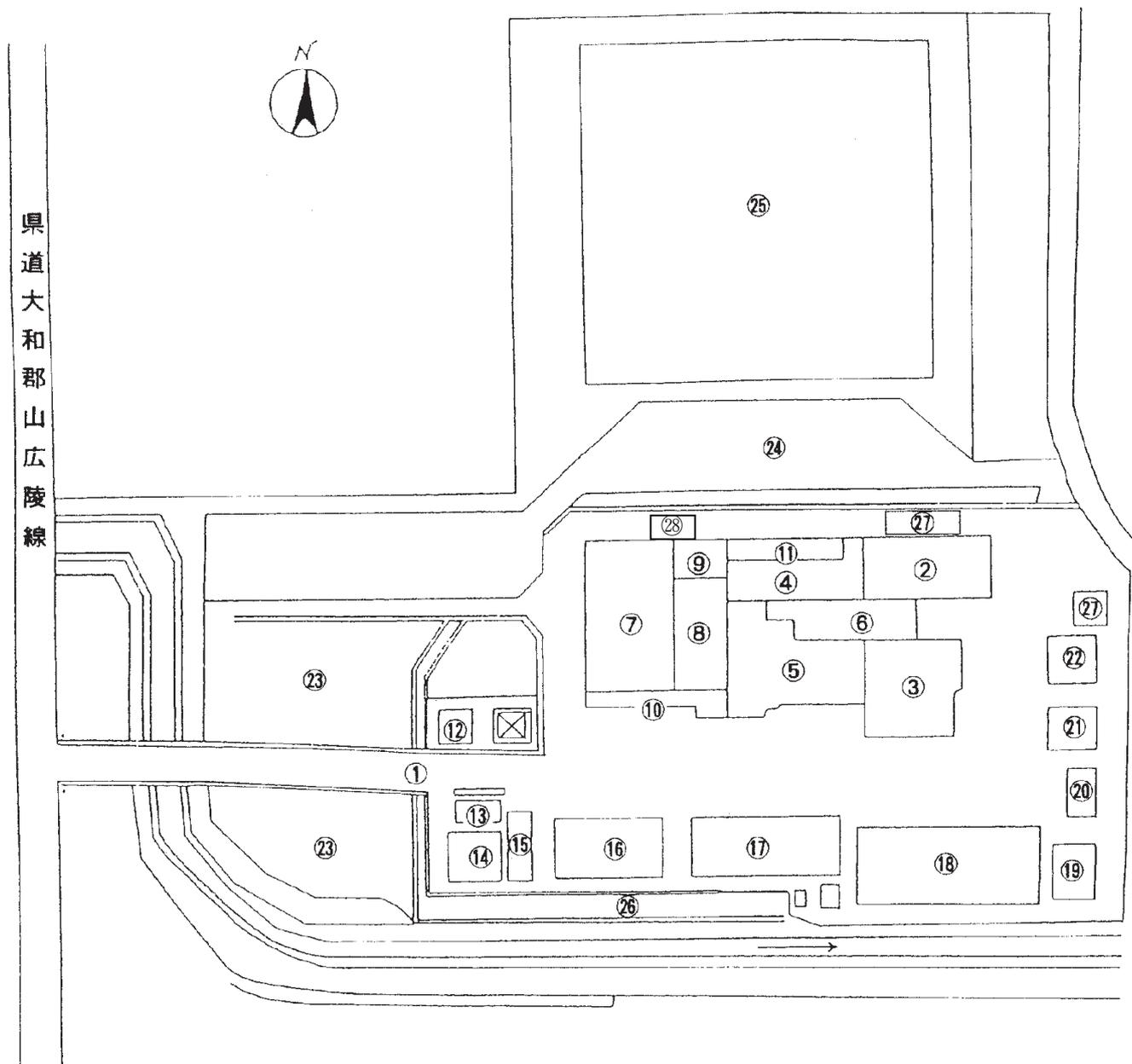
1羽当たり 4円

案内図



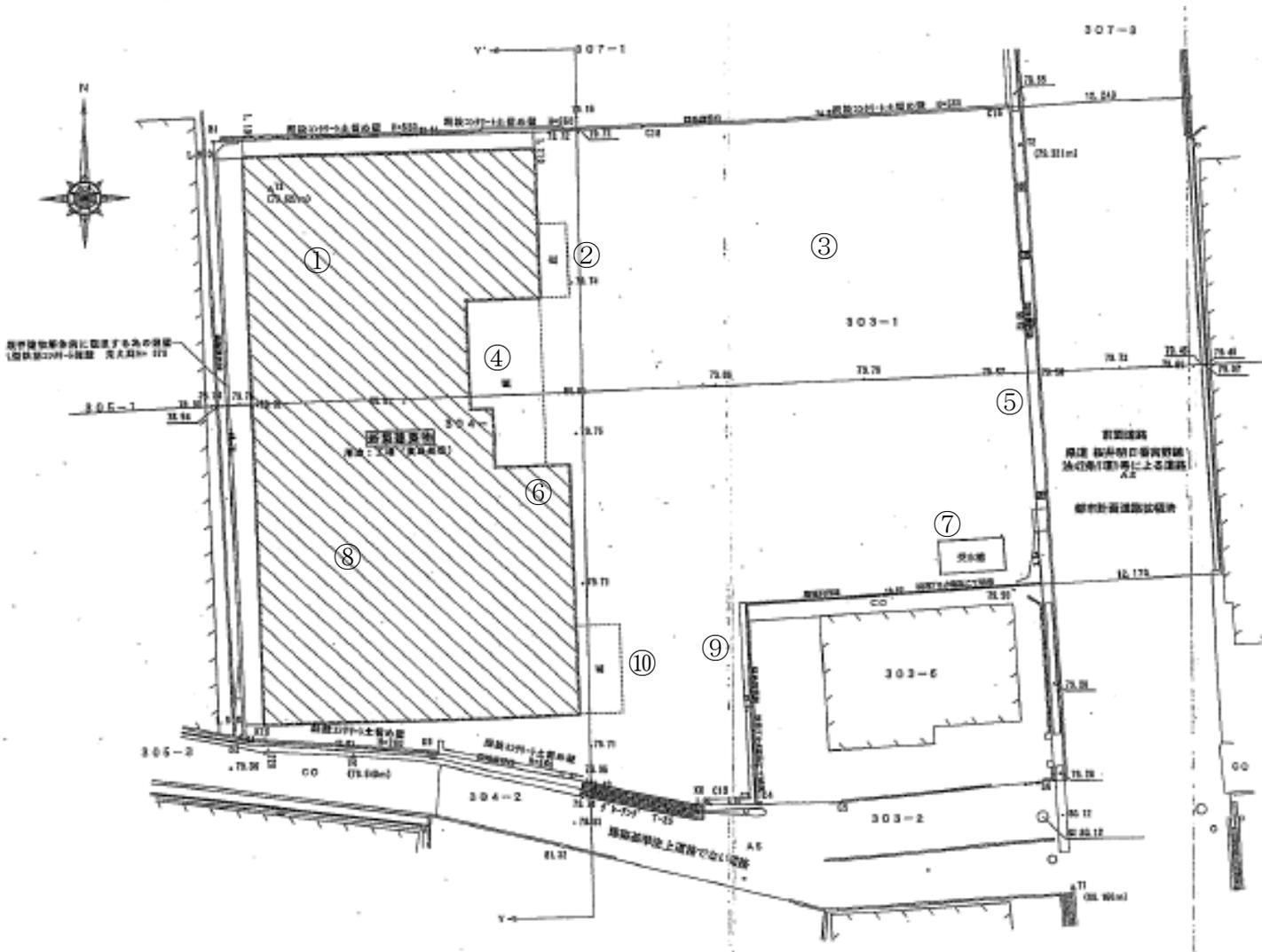
配置図

1 奈良県食肉センター



1 正面入り口	8 卸売場	15 ポンプ室	22 洗車場
2 大動物けい留所	9 部分肉処理室	16 食品衛生検査所	23 駐車場兼調整池
3 小動物けい留所	10 出荷プラットフォーム	17 管理棟	24 築山(緩衝緑地)
4 大動物解体室	11 機械室等	18 汚水処理棟	25 広場兼調整池
5 小動物解体室	12 守衛室	19 焼却炉棟	26 沈砂槽
6 内臓処理室	13 濾過装置	20 車庫棟	27 副生物保管用冷蔵庫
7 冷却冷蔵庫	14 受水槽	21 病畜棟	28 厚生棟

2 食鳥処理場



1 食肉処理室	2 建物入口	3 駐車場	4 出荷プラットホーム
5 正門	6 食鳥検査員室	7 受水槽	8 食鳥処理室
9 洗車場	10 生体受入プラットホーム		

3 奈良県中央卸売市場

